

広情個審第54号

平成26年12月10日

広島市長 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 大久保 隆志

公文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成25年1月21日付け広健動第10058号で諮問のあったこのことについては、
別添のとおり答申します。

（諮問第63号関係）

答 申 書

平成25年1月21日付け広健動第10058号で諮問のあった事案（諮問第63号で受理）について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

「動物取扱業登録証第〇〇号に係る動物取扱業登録申請書（以下「本件対象公文書」という。）」の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が部分開示とした決定を取り消し、別紙1の「審査会の判断」欄に表記した項目については開示することが妥当です。

第2 異議申立ての趣旨

平成25年1月6日付け異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）の趣旨は、異議申立人（以下「申立人」という。）が平成24年11月6日付けで行った本件開示請求に対し、実施機関が同月14日付け広健動第10001号で行った公文書部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）を取り消し、本件対象公文書を開示するよう求めるものです。

第3 申立人の主張の要旨

申立人の異議申立書及び口頭意見陳述等での主張を要約すると、おおむね次のとおりです。

- 1 本件対象公文書の申請者（以下単に「申請者」という。）は事業所及び飼養施設が都市計画法（昭和43年法律第100号）上の用途地域違反であることを知っていながら本件対象公文書を提出しており、実施機関は用途地域違反を見抜けず申請を受理している。また、実施機関は、事業所及び飼養施設の土地及び建物について、申請者が事業の実施に必要な権原を有することの事実確認を行っていない。
- 2 申立人に上記事件の背景に触れず開示拒否している部分があり、そのため、ペット被害を防ぐための問題点を隠ぺいしている。本件対象公文書を開示しないことは、議論をするための前提である問題点を示すことができなくなることである。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の説明書及び口頭意見陳述等での主張を要約すると、おおむね次のとおりです。

- 1 申請者は犬の繁殖・販売等の業務を行っており、動物取扱業の事業者情報については、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動物愛護法」という。）により、一定の範囲の情報が記載された「動物取扱業者標識」（以下「標識」という。）を事業所に掲示する義務がある。

本件対象公文書に記載されている情報のうち、標識により明らかになる情報を除き、申請者のブリーダーとしての技術上のノウハウや子犬の生産方法等の内部管理情報は、公にすることにより事業者としての競争上の地位等を害するので、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）第7条第2号の事業を営む個人（以下「個人事業主」という。）の事業支障情報に該当するとして不開示としたものである。

例えば、「平面図等」は、飼養施設管理に必要な改装等を行っているので、配置や工夫の方法等が業者ごとに異なり、それにより業務運営に差が生じる。また、「動物の種類及び数」は、施設規模に応じて扱う犬種の相性や適正頭数についての業者の考えを示すものであり、ノウハウ情報である。

- 2 また、「申請者の住所・電話番号」及び「動物取扱責任者の資格要件」は、条例第7条第1号の個人情報に該当するとして不開示としたものである。標識に記載されるのは、事業所の所在地であり、申請者の住所は掲示するよう義務づけられていないため、同号ただし書きア「法令の規定により、何人でも閲覧することのできるとされている情報」には該当しない。
- 3 なお、当該事業所が都市計画法上の用途地域違反であることは間違いないが、本件申請時には、動物愛護法上の登録審査基準において都市計画法に適合しているかをチェックするようになっていなかったため、事前確認を行っていなかった。しかし、平成25年度以降は事前確認を行うこととしている。

第5 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断します。

- 1 そもそも、条例第5条に基づく公文書の開示請求は、市政に関する情報を市民に説明すること等を目的としています。そのため、何人にも等しく開示請求権を認めるものです。したがって、開示請求者が何人であるか、どのような目的で開示請求をして

いるかといった個別的事情により、開示・不開示の判断や開示内容が異なるものではありません。

このため、申立人が本件対象公文書に記録されている関係者であるかどうかを、本件部分開示決定において考慮するものではありません。

2 また、本件対象公文書は、動物愛護法第10条の規定により、第一種動物取扱業を営もうとする申請者が登録を受けるため、所定の申請書に必要事項を記入して実施機関に提出したものであることが認められます。そして、登録を受けた第一種動物取扱業者は、動物愛護法施行規則第7条の規定により、①自己の氏名又は名称、②事業所の名称及び所在地、③動物取扱業の種別、④登録番号、⑤登録の年月日及び有効期間の末日、⑥動物取扱責任者の氏名を記載した標識を事業所において公衆の見やすい場所に掲げなければならないとされていることが認められます。

3 さらに、個人事業主の当該事業に関する情報（以下「個人事業主の事業情報」という。）は、条例第7条第1号及び同条第2号の規定により、個人情報から除かれ法人等団体の情報と同様の観点から不開示を判断することになっています。

条例第7条第2号は、個人事業主の事業情報のうち、公にすることにより当該個人事業主の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害する（以下「事業運営上等の支障」という。）と認められるものを不開示情報と定めていますが、不開示情報に当たると言えるためには、当該情報を開示することにより、当該個人事業主等の権利や公正な競争関係における地位、ノウハウ、信用等の利益を害するおそれが、単なる抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が具体的かつ客観的に認められることが必要であると解するのが相当であると考えられます。

4 そこで、以上のことを踏まえて、本件対象公文書の不開示とされた部分を個別に検討します。

① 「申請者の住所及び電話番号」

市民が市役所等に提出する申請書に記載する住所及び電話番号は、関係法に特に規定がある場合を除き、一般的には個人情報と考えるのが相当です。

しかしながら、本件の場合、開示請求時では申請者は第一種動物取扱業を営もうとする個人事業主であるため、個人事業主の事業情報は上記3のとおり個人情報から除外されることとなります。

したがって、本件の申請者欄に記載されている「申請者の住所及び電話番号」は、当該事業に使用されている事業所の所在地及び電話番号と同一であり、これを開示することに何ら支障はないものと考えられます。

② 「動物取扱責任者の要件」

「動物取扱責任者の要件」については、一般的には確かに個人の経験や資格等を表すものであり、個人情報に該当するものと考えられます。

一方、「動物取扱責任者の氏名」は動物愛護法第18条に基づく標識により公にさ

れている情報であり、このことから、個人事業主と動物取扱責任者が同一人であることがわかります。そうすると、本件については、「動物取扱責任者の要件」も個人事業主の事業情報とみなすことができ、第一種動物取扱業の運営上の観点からも、どのような資格等を有する動物取扱責任者を配置しているかを利用者には知らせ、信頼してもらうなどの必要性も併せて考えれば、開示することにより特段事業運営上等の支障が生じるとは思われないため、開示することが妥当と考えられます。

③ 「業務の内容及び実施の方法」

個人事業主の事業情報のうち、事業活動上当然明らかにすべき情報や一般的な取扱いや周知されている情報等については、これを開示することにより、当該個人事業主の事業運営上等の支障が生じるものとは考えられません。

したがって、具体的内容の記載部分のうち、別紙1記載の犬の飼養・販売を行うにあたり一般的な業務内容部分については、開示すべきです。その他の当該個人事業主のノウハウや工夫等の情報として認められる部分については、条例第7条第2号に該当し、不開示が妥当と考えられます。

④ 「主として取り扱う動物の種類及び数」

「犬の種類」は、犬の販売を行うにあたり当然明らかにする項目ですから、これを開示することにより、当該個人事業主の事業運営上等の支障が生じるものとは考えられません。

一方、「最大保管数」は、当該個人事業主の経営能力等に関係するものであり、内部管理情報として条例第7条第2号に該当し、不開示が妥当と考えられます。

⑤ 「飼養施設・構造及び規模」

このうち、「建築構造」及び「延床面積」は、標識により事業所の所在地が明らかである以上、不動産登記法（平成16年法律第123号）に基づき家屋登記情報として公にされているものであり、不開示とする理由はありません。

「敷地面積」は、土地の形状としては外形的に公になっており、これを開示することによる当該個人事業主の具体的な事業運営上等の支障が考えにくいものであり、特に不開示とする理由は見当たりません。

「材質」は、床面と壁面のものですが、一般的な材質が記載されているものであり、特異な材質が使われているものではないことから、これを開示することにより、当該個人事業主の事業運営上等の支障が生じるものとは考えられません。

「設備の種類」は、ケージ数を除き、動物愛護法施行規則第2条第2項第4号の規定により必要な設備等について、申請書に印刷済の項目をすべてチェックすることから、項目名およびチェック欄ともに、これを開示することによる当該個人事業主の具体的な事業運営上等の支障が考えにくいものであり、特に不開示とする理由は見当たりません。

一方、ケージ数は当該個人事業主の事業運営に係わるものであり、内部管理情報

として条例第7条第2号に該当し、不開示が妥当と考えられます。

⑥ 「飼養施設・管理の方法」

記載内容のうち、犬の飼養・販売を行うにあたり一般的な業務内容部分については、上記③記載のとおり、これを開示することにより、当該個人事業主の事業運営上等の支障が生じるものとは考えられません。

手書きの「ゲージ材質」等は、一般的な物及び配置方法であり、これを開示することによる当該個人事業主の具体的な事業運営上等の支障が考えにくいものであり、特に不開示とする理由は見当たりません。

⑦ 「事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員（以下「重要事項説明職員」という。）」

重要事項説明職員は、動物取扱責任者と異なり、標識により「重要事項説明職員の氏名」を掲示するようになっておらず、公になっているものではありません。

このことから、重要事項説明職員にどのような者を配置するかということは、当該個人事業主の人事管理に係わるものであり、内部管理情報として条例第7条第2号に該当し、不開示が妥当と考えられます。

ただし、「チェック欄」や「() 欄」といった記載内容が判明する部分以外で、様式に印刷済の部分については、当然開示すべき情報です。

⑧ 「動物取扱業の実施の方法」

「申請者の住所及び電話番号」は、上記①記載のとおり、当該事業に使用されている事業所の所在地及び電話番号と同一であり、これを開示することにより、当該個人事業主の事業運営上等の支障が生じるものとは考えられません。

「実施方法」の「チェック欄」は、当該個人事業主の具体的な動物取扱いの実施方法を表すものであり、当該個人事業主のノウハウや工夫等の情報として条例第7条第2号に該当し、不開示が妥当と考えられます。その他の様式に印刷済の部分については、当然開示すべき情報です。

⑨ 「平面図」

当該事業に係わる関係設備等の配置や工夫の状況等が記載されており、当該個人事業主のノウハウや工夫等の情報として条例第7条第2号に該当し、不開示が妥当と考えられます。

5 なお、当該事業所の都市計画法上の用途地域違反については、本件対象公文書の開示・不開示の判断に直接影響を与えるものではありません。

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものです。

別紙1

動物取扱業登録申請書（本件対象公文書）

箇所		審査会の判断（開示が妥当な項目）
1 枚目	申請者欄	「住所」及び「電話番号」
	3 動物取扱責任者 (2) 要件	「チェック欄」及び「() 欄」
	5 業務の内容及び実施の方法 (1) 業務の具体的内容	①のうち「〇〇〇〇〇〇〇〇に在舎する・・・子犬をインターネットショップの〇〇〇〇〇〇〇で販売する。」 ②のうち「・・・子犬を、・・・〇〇〇〇〇〇〇が最低2日間目視した上で販売する。」
	6 主として取り扱う動物の種類及び数	動物の種類（犬種）
	7 飼養施設 (2) 構造及び規模	①建築構造、②延床面積、③敷地面積、④材質、 ⑤設備の種類のうちケージ数以外の部分
	(3) 管理の方法	1 段落目全部 2 段落目「子犬は、生後・・・に、動物病院によるワクチン接種、健康診断を受診し、・・・当該事業所で最低2日間以上の目視を行い、子犬の健康状態を確認後にお引渡しを実施。」 3 段落目全部 手書きの「ゲージの材質」等の部分
2 枚目	11 事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員	「チェック欄」及び「() 欄」を除く様式印刷部分
3 枚目	申請者欄	「住所」及び「電話番号」
	実施方法	「チェック欄」を除く様式印刷部分

別紙2

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
25. 1. 21	広健動第10058号の諮問を受理（諮問第63号で受理）
26. 5. 30 （第1回審査会）	第2部会で審議
26. 7. 2 （第2回審査会）	第2部会で審議
26. 8. 7 （第3回審査会）	第2部会で審議
26. 10. 8 （第4回審査会）	第2部会で審議
26. 11. 21 （第5回審査会）	第2部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
浅 利 陽 子	弁護士
大久保 憲 章	広島修道大学法科大学院教授
川 本 季 子	広島消費者協会副会長
小 出 和 昌	広島テレビ放送(株)報道制作局長
横 山 信 二 (部会長)	広島大学大学院社会科学研究科教授